

2026年1月法改正に伴い、以下の情報を更新いたしますようよろしくお願ひいたします。

【改正事項】 テキスト p38~43

■用語の変更

改正前	改正後
下請代金支払遅延等防止法 (下請法)	製造委託等に係る中小受託事業者に対する 代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

■適用対象の拡大

- ・適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充される

- ・対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加される

■禁止行為の追加

- ・「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止される

- ・「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止される

■面的執行の強化

- ・事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加される

■その他

- ・製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加される
- ・書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になる

※取適法の概要について、公正取引委員会のウェブサイトをご確認ください。



<https://www.jftc.go.jp/toriteki/toritekigaiyo/gaiyo.html>